

平成30年9月5日公表

(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター

無料の相談会です！

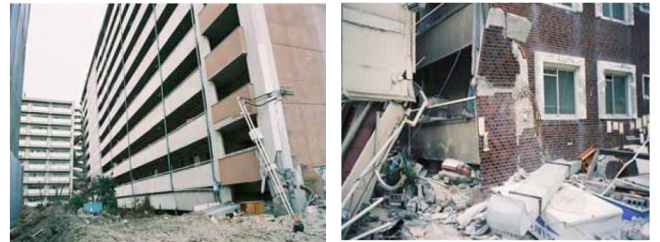
<10月13日(土)に開催決定！>

弁護士・建築士との無料の対面相談

東京会場 分譲マンションの建替え等に関する特別相談会

☞南海トラフ巨大地震や首都直下地震など巨大地震の発生に備え、生命・身体の保護の観点から、老朽化したマンションの耐震補強や建替えについて、その必要性に対する社会の関心が高まっています。

☞東京都内には、旧耐震基準で建てられ耐震性が不足するかも知れない分譲マンション(築後37年以上経過している物件に多い)が依然として多数存在しており、将来の巨大地震による被害に備えるためにも、そのようなマンションの管理組合等に対して、耐震補強や建替えを促し、またその取組みをサポートしていく必要があります。



※写真の出典：国土交通省「マンション耐震化マニュアル」

☞(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターでは、東京都、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会及び国土交通省の協力を得て、以下のとおり、「分譲マンションの建替え等に関する特別相談会」を開催いたします。費用は無料ですので、是非、お申し込みください。

■日時・場所(東京都などが主催する「マンション管理・再生セミナー2018」に併設して実施します。)

・日時：平成30年10月13日(土)13時00分～16時00分(要予約)

・場所：東京都議会議事堂1階「都民ホール」入口の都政ギャラリー内の特設相談ブース※

※「都民ホール」の案内図などは裏面をご覧ください。

■面談を担当する専門家

・マンション関連の法制度等に関する専門的な知見を有する弁護士及び建築士

(東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会の住宅紛争審査会に所属)

〔例えば、次のような相談をお受けいたします〕

(例1)「当マンションは旧耐震基準で建築されているため、将来の地震に備え、管理組合としては建替えを視野に入れた検討を行いたい。建替えに関する法制度や手続について教えてほしい。」

(例2)「中古マンションに入居して10年になるが、具体的な築年数はよく分からない。設備がかなり古く、足腰の弱った高齢者も同居する中で、耐震改修工事を含む大規模修繕か、建替えか、売却して住み替えるか悩んでいる。どうすればよいか。」

■ご予約方法など

・(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターの電話相談窓口「**住まいるダイヤル**」までお電話にてお申し込みください。

住まいるダイヤル [電話番号]0570-016-100 [受付時間]10時～17時(土日祝休日を除く)

・先着順でお申し込みを受け付け、定員に達し次第、締め切らせていただきます。(受付期間は10月5日(金)まで)。〔定員超過の場合は、個別に面談日時を調整して対応します。〕

・面談当日は、物件概要など、お住まいのマンションの現況が分かる資料をできるだけお持ちください。

◇「都民ホール」の案内図

【所在地】東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

【交通アクセス】

- 都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」A3出口すぐ
- JR線「新宿駅」西口から徒歩約10分
- 3.新宿駅西口（地下バスのりば）から都営バス又は京王バス（都庁循環）「都庁第一本庁舎」下車

【ご注意～都民ホールの出入口について～】

休日は北側出入口のみ使用可能ですので、東京都議会議事堂の北側にお回りください。

北側

